

豊川市監査公表第13号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和8年2月9日

豊川市監査委員	井田哲明
同	鈴木篤男
同	星川博文

【別紙】

定例監査の結果に基づく措置通知書

(教育委員会庶務課)

監査実施期間 令和6年 9月4日から
令和6年11月7日まで

豊川市監査公表第10号分

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(改善事項)</p> <p>1 豊川市教育振興事業費補助事業において、交付申請時に添付する必要書類をもって実績報告書とし、補助金等の交付決定通知をもって補助金等の額の確定通知としているが、その旨が交付要綱に記載されていないため、豊川市補助金等に関する規則第13条及び第14条の規定について必要な事項を明記し、適正な要綱となるよう改正されたい。</p>	<p>(改善事項)</p> <p>1 豊川市教育振興事業費補助事業において、豊川市教育振興事業費補助事業交付事務取扱要領を新たに作成し、令和6年12月1日付け施行としました。その事務要領内に具体的な申請方法（大会後に申請する）について明記しました。</p>

(注) 上記の措置状況は、令和8年1月30日現在のものである。